

2026. 2. 13

北九州市教職員組合にゅうす

第3回 会計年度任用職員おしゃべり会を開催しました②

前号の続きです。どうぞお読みください。



3. 運用上・職場の問題

慢性的な人手不足により、業務範囲が拡大し、電話対応、行事準備、フッ化物洗口の準備・回収、子どもへの対応など、本来の業務を超えた仕事を任される場面が多いとの声がありました。特に薬品を扱う業務については、事前説明や安全対策が不十分で、「どこまでが自分の業務なのか線引きが曖昧で、何かあった時に大丈夫なのか不安」という意見が出されました。

また、

- ・職場や管理職によって業務内容や扱いが大きく異なる
- ・業務で使うパソコンの使用に制約があり、毎回教頭に確認が必要

といった点も問題として挙げられました。

事務補助員の仕事内容について、事務職員・管理職・教員が十分理解する必要があるという意見があり、特に会計業務の煩雑さや締切時期については、学校全体での理解が求められています。校納金未納への対応について、マニュアルでは手紙を2回送付後、管理職が対応することになっていますが、それでも厳しい家庭については教育委員会が責任をもって対応すべきという声がアンケートでも多数寄せられました。勤務時間の関係で担任と十分に話ができないことや、教育委員会や職場から「暇でしょ」と見られていると感じることへのつらさも語られました。

それは、本当に私の仕事なの？



4. 全体を通して

立場によって見え方・考え方が違うことを改めて実感し、「会計年度任用職員」という「制度そのものに課題があるのではないか」、「みんなにボーナスを！」という率直な声も上がりました。

また、

- ・休暇制度一覧(R6)で、孫の看護休暇が取れることを知り、助かった
- ・先生の若年化により、会計年度任用であっても頼まれる業務が増え、休みづらい
- ・管理職と事務室、旧県費事務の先生との連携の重要性
- ・学校ごとに校納金未納対応や業務のやり方が違うのはおかしい
- ・雇い止めをなくしてほしい

といった意見も共有されました。

開催時間については、今回のような昼間の時間帯が参加しやすくありがたいとの声が多くありました。最後に、「いつも愚痴ばかり聞いてもらって申し訳ないが、このような機会を作ってもらえて感謝している」という言葉で締めくくられました。



うれしいお知らせです！会計年度任用職員の休暇制度が改正される予定です！

- 1 育児時間の改正・・・「無給」が「有給」に！！
- 2 子育て支援休暇の改正・・・「子について三日を超える休暇については無給」が「有給」に！！
- 3 短期介護休暇の改正・・・「三日を超える休暇については無給」が「有給」に！！
- 4 骨髄移植のための骨髄の提供等の改正・・・「無給」が「有給」に！！

※会計年度任用職員のみなさんの「処遇改善」は市教組が委員会との交渉の場ですずっと言い続けてきました!!これが「組愛力」の成果です!(みなさんも私たちの仲間!!)

わからないこと・困ったことがあったら… 何でも気軽にお問い合わせください！

///JTU 北九州市教職員組合 〒802-0072 小倉北区東篠崎3丁目4-1

E-mail: jtuhokyu@lime.ocn.ne.jp

北九州教育会館 TEL(093)953-0381

